

告 示

埼玉県告示第二百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）東京インテリア家具杉戸店

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字雅楽二千三百六十五番

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

一 屋外照明等を設置する場合は、夜間における屋外照明が、近隣への光害とならないように十分配慮すること。

二 当町と防災協定の締結をするなど、災害発生時には協力をすること。

三 「埼玉県大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づき杉戸町商工会への加入をするなど、まちづくりへの協力を努めてください。

二 縦覧期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年四月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター